

新幹線地本「団体交渉を要求する」

新幹線地本は3月16日申18号「東京第一運輸所における組合掲示への介入についての団体交渉申し入れ」を新幹線鉄道事業本部に提出した。申し入れ内容の要旨は以下の通りである。

1. 運転科長は「科長用件」で組合員を呼び出し、組合掲示内容に介入した。
この行為は不当労働行為である。速やかに団体交渉を開催すること。
2. 組合掲示内容について事情聴取を行うことは、職場に労使協議の場が存在するということになる。会社の考え方を明らかにすること。
3. 今回の事象で苦情処理会議の開催を拒否することは協約協定を無視したものである。速やかに苦情処理会議を開催すること。

これまで苦情申告と申16号を提出したが、会社は幹事間協議の中で「開催しない」と一方的に通告をした。私たちは容認できないとして今回、申18号として団体交渉を申し入れた。

会社はこれまで「組合掲示の内容に抗議や介入したとの認識はない」「事実関係を確認したが不当労働行為はなかった」と言っているが、そうであるならば団体交渉を開催し、会社の確認した事実を明らかにして「不当労働行為ではない！組合の誤認である」と正々堂々と言えればいいのだ。また分会の発行した「かべ新聞 137号」に書かれている運転科長の暴言は事実を歪曲したものであり、組合のねつ造だと通告すればいいのだ。（今さら遅いかも・・・）

私たちは何度で言う、あれは不当労働行為である！

